

## 1 特別児童扶養手当の概要

精神又は身体に重度又は中度の障害のある20歳未満の障害児を養育する父母等に支給する手当である。

### (1) 手当の額（令和3年4月現在）

1級（重度） 52,500円 2級（中度） 34,970円

通常は、年3回（4月、8月、11月）に分けてそれぞれ4か月分が支給される。ただし、別にシステム入力することによりこれらの月以外にも支給することができる。

当該手当は国の予算により厚生労働省から受給者の口座に直接振り込まれる。

### (2) 受給者数（令和3年3月末現在）

- ・全県（千葉市を除く。） 7,955名
- ・うち長生健康福祉センター管内 181名

### (3) 審査手続

申請者は、関係書類を市町村を経由して健康福祉センターに提出し、健康福祉センターが審査及び認定事務を行う。

## 2 障害児福祉手当の概要

精神又は身体に重度の障害のある20歳未満の在宅の障害児に支給する手当である（市の区域については市が支給事務を行う。）。)

### (1) 手当の額（令和3年4月現在）

月額 14,880円

年4回（2月、5月、8月、11月）に分けて支給される。

### (2) 受給者数（令和3年3月末現在）

- ・全町村 108名
- ・うち長生健康福祉センター管内（茂原市を除く。） 38名

### (3) 審査手続

申請者は、関係書類を町村を経由して健康福祉センターに提出し、健康福祉センターが審査及び認定事務を行う。

## 3 特別障害者手当の概要

精神又は身体に著しく重度の障害のある20歳以上の在宅の障害者に支給する手当である（市の区域については市が支給事務を行う。）。)

### (1) 手当の額（令和3年4月現在）

月額 27,350円

年4回（2月、5月、8月、11月）に分けて支給される。

### (2) 受給者数（令和3年3月末現在）

- ・全町村 193名
- ・うち長生健康福祉センター管内（茂原市を除く。） 66名

### (3) 審査手続

申請者は、関係書類を町村を経由して健康福祉センターに提出し、健康福祉センターが審査及び認定事務を行う。

<特別児童扶養手当の事務フロー>

市町村

申請者から受け取った申請書等に不備がないかチェックした上で健康福祉センターに送付する。



健康福祉センター

- ①市町村から受理した申請書等に不備がないかチェックする。
  - ②受給資格（障害の程度等）について審査する。
  - ③審査結果をもとに月ごとの期日までに支払情報をシステム入力する。
  - ④審査結果通知を市町村に送付する。
- ⇒これらの事務処理について手続漏れが生じていました。



市町村

健康福祉センターから送付された審査結果通知を申請者に送付する。